

令和7年8月豪雨災害に対する 温かいご支援、ありがとうございました

義援金をいただいた法人・団体・個人を紹介します

(敬称略・順不同、令和8年1月22日時点)
※公表の承諾を得ている方のみ掲載しています



(株)サンマルクホールディングス



熊本県農福連携協議会



九州テクニカルメンテナンス(株)



ライオンズクラブ国際協会337E 地区
肥後小川ライオンズクラブ



三角港火乃國祭り実行委員会
火乃國ファミリー



不知火・海の火まつり実行委員会

以下の個人・法人・団体の方からも義援金をいただいています

- 吉田 信介
- 大地 雅弘
- 津志田 澄男、洋子
- 宮原 いち子
- 末長 昭一
- 小川町ふるさと祭り実行委員会
- 新日本婦人の会
- ツイキャスコミュニティ 出落ち・オブ・ナイツ

災害の義援金、寄附金、ふるさと納税の受け付けは3月31日〇まで行っています。



詳しくはこちら

☎ 社会福祉課 32-1387

災害支援の重要なお知らせ(特記のないものは令和8年1月22日時点)

市 HP では随時情報を更新しています



1. 支援金・見舞金・貸付



令和7年8月豪雨災害義援金の配分を行っています

令和7年8月の豪雨災害で被災した人に対して、全国から寄せられた義援金の配分を行っています。住家被害の対象世帯には、世帯主宛てに12月中旬に申請書を送付しています。

☎ 社会福祉課 32-1387

対象

- ・ 人的被害を受けた人、または遺族
- ・ 住家被害を受けた世帯の世帯主

配分方法 口座振り込み

必要書類

- ・ 義援金申請書
 - ・ 罹災証明書の写し(住家被害のみ)
- ※ 人的被害の申請に必要な書類はお問い合わせください

受付窓口 社会福祉課地域福祉係、各支所総合窓口課

申請方法

- ・ 郵送
- ・ 窓口持参

詳しくはこちら



配分対象・区分・金額

被害区分		金額
人的被害	死亡者・行方不明者	150,000円
	重傷者	15,000円
住家被害	全壊	150,000円
	半壊(大規模・中規模含む)	75,000円
	準半壊	15,000円
	一部損壊	7,500円
解体世帯 ※1		150,000円
長期避難世帯 ※2		75,000円

※1 「被災者生活再建支援金」を受けている世帯
※2 半壊未満で災害救助法における応急仮設住宅の供与の対象に認定された世帯

2. 税金・保険料などの減免



令和7年8月豪雨災害に伴う市税減免の申請受け付け・各種証明書手数料減免を終了します

令和7年8月豪雨災害で被災した人への市税減免の申請受け付けおよび各種証明書の手数料減免を、3月末で終了します。

罹災証明書をお持ちで、各種証明書の取得予定がある場合は、対象となる担当課で早めに取得してください。

受付期限 3月31日〇(郵便の場合は消印有効)

【市税減免】

対象 個人市民税・固定資産税・国民健康保険税

詳しくはこちら



市民税



資産税



国保税

【各種証明書手数料減免】

必要書類

- ・ 罹災証明書
- ・ 各種証明書発行に必要な書類(本人確認書類など)

減免対象となる証明書

- ・ 住民票
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 印鑑登録証の交付
- ・ 戸籍の附票
- ・ 所得証明書
- ・ 所得課税証明書
- ・ 固定資産関係証明書
- ・ 納税証明書
- ・ その他税証明書

☎ 市民課
税務課市民税係
資産税係
医療保険課

☎ 32-1446
☎ 32-1402
☎ 32-1487
☎ 32-1417